

北海道議会ツイッター運用ポリシー

北海道議会事務局政策調査課

第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを北海道議会の広報媒体として活用し、ホームページと連動しながら、北海道議会に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

第2 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のとおり定める。

- (1) ツイッター：インターネット上で文章等を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

第3 運用主体

北海道議会ツイッター（以下「本ツイッター」という。）の運用主体は、北海道議会事務局とし、アカウント及びパスワードの管理は、議会事務局政策調査課（以下「政策調査課」という。）が行う。

2 アカウント名は、『hokkaidogikai』とする。

第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。

第5 意思決定

ツイートをすることは、北海道議会事務局各課（室）（以下「各課（室）」という。）長の決裁を得て行う。

第6 ツイート内容

本ツイッターは、次に掲げる事項をツイートする。

- (1) 北海道議会トップページ掲載情報
- (2) その他、各課（室）長が必要と認めるもの

第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本ツイッターは、専ら情報発信に用いることとする。このため、原則として、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、各課（室）長が特に必

要と認めるものはこの限りではない。

第8 ホームページとのリンク

ツイートするリンク先は、原則として北海道議会が運用するホームページのみとする。ただし、各課（室）長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

第9 運用上の留意事項

本ツイッターの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 北海道議会のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防止するため、本ツイッターのアカウント名を北海道議会のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 本ツイッター運用ポリシーは、北海道議会ホームページに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして北海道議会が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。

第10 本ツイッターに対する問い合わせ

本ツイッターに対する意見、問い合わせについては、以下の「お問い合わせ先」から受け付ける。

【 お問い合わせ先： gikai.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp 】

第11 その他

その他、本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、政策調査課長が別に定める。

附則

この運用ポリシーは、平成26年 6月10日から施行する。

附則

この運用ポリシーは、平成28年 2月 1日から施行する。